

6福薬業発第78号  
令和6年5月17日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**個別医薬品コード（YJコード）を医療情報標準化指針として採択することに  
関する意見募集及び本会の対応について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 情 発 第 30 号  
令和 6 年 5 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会  
担当副会長 渡邊 大記

個別医薬品コード（YJ コード）を医療情報標準化指針として採択することに  
関する意見募集及び本会の対応について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（HELICS 協議会）におきましては、医薬品情報標準化推進協議会及びくすりの適正使用協議会の申請についてパブリックコメントを募集しております。

本申請は、医療 DX 等で医療データの利活用が求められる中、医療用医薬品に関しては薬価基準収載医薬品コードや JAN コードなど、様々な医薬品コードが存在しますが、処方や調剤など医療現場においては、どの医薬品コードを使用すべきかの統一がなされておりません。実際には、薬局や医療機関のレセプトコンピュータ等の医薬品マスターに含まれている個別医薬品コード（YJ コード）が、電子処方箋システムをはじめ、多くのシステムで利用されており、薬価基準における統一名収載品に対して個別にコードが付与されることにより、医薬品の識別が可能となっております。これらの点を踏まえ、医薬品識別の標準コードとして申請することに対し、別添 1 のとおりパブリックコメントの募集が行われております。

なお、本件に関しまして、本会は別添 2 のとおり意見を提出いたします。

別途意見を提出される場合は、令和 6 年 6 月 7 日（金）を期限とされていますので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

## パブリックコメント募集

### – 20240205-01 個別医薬品コード（YJコード）リスト –

医薬品情報標準化推進協議会及び一般社団法人くすりの適正使用協議会から2024年2月5日付で申請のあった『20240205-01 個別医薬品コード（YJコード）リスト（以下、申請仕様）』について、審査委員会において医療情報標準化指針として採択することの是非を審査し、標準化委員会で審査結果が適格と判断されましたので、HELICS協議会パブリックコメント規程第2条にもとづき、下記の要領で広く意見を募ります。

#### 記

##### ■ 意見募集対象

『申請仕様』を医療情報標準化指針として採択することについての意見を募集します。提案申請内容及び規格書については以下のURLをご参照ください。

<https://square.umin.ac.jp/helics/html/helicsStdList.html>

##### ■ 募集期間

2024年5月8日（水）～2024年6月7日（金）

##### ■ 提出先

件名に「個別医薬品コード（YJコード）リスト」と記載の上、  
helics-pubcom@umin.ac.jp 宛てに電子メールでお送りください。

お寄せいただいたご意見は、当会における審査の上で参考にさせていただきます。尚、ご意見に対して個別の回答はいたしません。予めご了承願います。

2024年4月22日 令和6年度 第1回HELICS協議会標準化委員会

申請先:HELICS事務局

## 医療情報標準化指針提案申請書(新規・更新・追加・廃止)

申請受付番号		事務局受付日	年月日	申請日	2024年2月2日
提案申請団体名 ・責任者名	医薬品情報標準化推進協議会 ・折井孝男 (一社)くすりの適正使用協議会 ・俵木 登美子	規格作成団体名 ・責任者名	(株)医薬情報研究所・早稲田高司 (一社)医療データ活用基盤整備機構・岡田美保子		
提案規格案名	和名	個別医薬品コード(YJコード)リスト			
	英名	List of YJ Code, The Codes for Individual Prescription Drugs in Japan.			
提案規格案の目的、概要(提案規格案策定経緯及び決定プロセス)	和文	<p>医薬品の安全性を確保するためには医薬品をコード化し、それによつわる各情報を正しく捉えることが重要である。しかし医療データの利活用が大きな潮流となる中、我が国においては様々な医薬品コードが存在し、その目的・用途ごとの使用で完結し、流通、レセプトでは使用するコードが定まり、安定して利用されている一方で、処方・調剤等においては、どの医薬品コードを使用するのかが明確になつてない。</p> <p>ここに提案する個別医薬品コード(YJコード)は、薬価基準における統一名収載品に対しても個々の医薬品ごとにコードを付しており、医薬品個々の識別が可能である。このような特性から医療機関のシステムではローカルコードとYJコードが併せて登録されることが多い。</p> <p>臨床研究等の複数施設にわたるリアルワールドデータの活用、医療DXにおいては、標準となる医薬品識別コードが不可欠であり、医療機関の医薬品マスターに通常含まれるYJコードを医薬品識別の標準コードとして申請するものである。</p>			
	英文	<p>It is very important to code drugs and to manage, process the information about them for the drug safety.</p> <p>YJ code is the codes for individual prescription drugs in Japan's NHI Drug Price Standard, and widely used in the systems of healthcare facilities. Therefore, it is considered suitable for the utilization of medical data as one of the standards.</p>			
提案規格案の申請理由、適応領域、使用方法					
日本標準商品分類を考慮したYJコードは、薬価基準収載医薬品コードやそれに基づく一般名処方コードと親和性が高く、近年では電子処方箋管理サービスにも利用されており、個別医薬品識別コードとして、YJコードを申請する。領域としては処方・調剤だけでなく学術研究領域などすでに活用されている。YJコードを我が国の医薬品識別標準として位置づけ、コード管理体制を維持し、各種領域への適用を支援する。					
関連他標準との関係(相違点及び重複点の取扱方法)					
厚生労働省標準規格である医薬品HOTコードマスター(HS001)は、医療機関で頻繁に使用されると想定される複数のコード体系を対応付けたテーブルの管理を行うための基準番号(HOT番号)(13桁)を設定したもので、個別医薬品の識別コードであるYJコードとは、本質的に異なる。					
提案規格案の関連情報	メンテナンスの方法(バージョン管理も含む) 医療データ活用基盤整備機構(IDIAL)がバージョン管理を含めメンテナンスを行い、データについては株式会社医薬情報研究所がメンテナンスを行っている。				
	入手資格 制限なし				
	入手方法 YJコードリストは医薬品情報標準化推進協議会(CAPS)ウェブサイトより入手可能 <a href="http://www.capstandard.jp//yj_code.html">http://www.capstandard.jp//yj_code.html</a>				

有効期限 当月初の品目情報として最新
価格等 無償
知的所有権 株式会社 医薬情報研究所
添付資料 個別医薬品コード(YJコード)リスト・データ項目説明書.pdf
実務運用上の連絡者 ・氏名：河井ひとみ ・TEL：03-6263-2685 ・FAX ・E-mail: caps-office@capstandard.jp
特記事項

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。

指針の更新・改廃の場合の旧規格との関係	<input type="checkbox"/> 旧規格( )を新規格に更新する。 <input type="checkbox"/> 旧規格( )と新規格が追加で指針となる。 <input type="checkbox"/> 旧規格( )を廃止する。
更新時の新旧の相違点	※バックワードコンパティビリティーについても記入してください。

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。

事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)

## 別添 2

個別医薬品コード（YJ コード）を医療情報標準化指針として採択することに対する意見

[法人名] 公益社団法人 日本薬剤師会（会長 山本 信夫）

[所在地] 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階

[電話番号] 03-3353-1170

[意見]

医療 DX 等で医療データの利活用が求められる中、各種コードの標準化は非常に重要であり、喫緊の課題である。

処方や調剤など医療現場においては、薬局や医療機関のレセプトコンピュータ等の医薬品マスターに含まれている個別医薬品コード（YJ コード）が、電子処方箋システムをはじめ、多くのシステムで利用されており、薬価基準における統一名収載品に対して個別にコードが付与されることにより、医薬品の識別を可能としている。

今回の内容は、現場における現時点での運用を踏まえた流れであり、概ね賛同する。

一方で、民間主導のコードであるため、メンテナンスや事業の継続性への配慮が重要である。

以上